

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 中 森 アサヲ ）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

- ① 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他 [ ]

その理由

日本国憲法のもと、誰もが人らしく生活していく権利をしっかりと保証したいと考えています。

1-②

- ① 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他 [ ]

その理由

当然であり、論を待たないと考えています。

2. 茨木市役所での障害者雇用について

- ① 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
- 2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他 [ ]

その理由

障害者雇用を進めることで、まだ、官庁から、  
率先して見本となるような雇用形態をつくりあげ  
たいと考えます。

3. 65歳問題について

- ① 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
- 2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他 [ ]

その理由

65才という年齢で、~~その~~までのあり方で  
変えるいわねはないと考えます。誰もが、個々  
人として尊厳を保って生活していける  
ようであるべきではないと考えます。

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

市民総合病院の建設に賛成です。

5-②同行援護について

柔軟な制度利用をすすめるべきと考えます。

6. 市民会館について

現在の市民会館は約半世紀前に私カマキ師  
が創設可能な会館であり、長く市民に利用さ  
れてきた歴史を保持しつつ、大規模改修、地震  
対策を推進していくことが大切だと考えます。  
慎重に

ありがとうございました。  
茨木障害フォーラム (IDF)

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

- ①. 茨木市としても24時間介護が必要である。
- 2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

[ ]

その理由

[ ]

4-②

- 1. ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
- ②. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

[ ]

その理由

[ ]